

○内閣府告示第二百九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付
けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 北海道虻田郡洞爺湖町
- 二 地域再生計画の名称 洞爺湖温泉「宝の山」プロジェクト 〔地熱エネルギー利用による環境・観光活性化〕
- 三 地域再生計画の区域の範囲 北海道虻田郡洞爺湖町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（四の五③）

○内閣府告示第二百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付
けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 地域再生計画の作成主体の名称 福島県、会津若松市及び喜多方市並びに福島県南会津郡下郷町、檜枝
岐村、只見町及び南会津町、耶麻郡北塩原村、西会津町、磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町、湯川
村及び柳津町並びに大沼郡三島町、金山町、昭和村及び会津美里町

二 地域再生計画の名称 “ひと” “もの” “文化” 会津の宝を紡ぐ、あいつ広域連携雇用創造プロジェク
ト

三 地域再生計画の区域の範囲 会津若松市及び喜多方市並びに福島県南会津郡下郷町、檜枝岐村、只見町
及び南会津町、耶麻郡北塩原村、西会津町、磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町、湯川村及び柳津町
並びに大沼郡三島町、金山町、昭和村及び会津美里町の全域

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付
けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 銚子市
- 二 地域再生計画の名称 豊富な地域資源を健康資源に！！「調子がよくなるまち銚子」の実現による雇用創造プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 銚子市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付
けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 地域再生計画の作成主体の名称 新城市並びに愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村
二 地域再生計画の名称 おとなが楽しむ手軽な田舎 奥三河高原 観光ネットワーク産業構築による雇
用創造

三 地域再生計画の区域の範囲 新城市並びに愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村の全域

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措
置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところ
による。） 実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付
けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 阪南市
- 二 地域再生計画の名称 おもいやりあふれる 阪南 健幸都市推進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 阪南市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置（四の六）

○内閣府告示第二百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付
けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 養父市
- 二 地域再生計画の名称 「ジャパン農活・就活大作戦」↳農業・高原・歴史文化の融合による地域雇用創
造プロジェクト
- 三 地域再生計画の区域の範囲 養父市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措
置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところ
による。） 実践型地域雇用創造事業（四の六）